



くれ

1034 号

2026 年 8 月 4 日

郵政産業労働者ユニオン

呉支部発行



←中国地本HPへ
PC・スマホ等からこの
情報が閲覧可！



メールはこちら→

お前はもう熱中症だ



今年も暑い、とにかく暑い。配達に出発する際、地下の駐輪場から屋外へ出た時の「死を予感させる空気感」は誰もが感じているはずだ。

7月11日以降は、ほぼ毎日熱中症警戒アラートが発令されている状況だ。熱中症による救急搬送のニュースは毎日報道され、呉局においても熱

中症の疑いで業務から離脱する社員が何人も発生している。

命にも関わる熱中症対策については、2025年6月施行の労働安全衛生規則の改正で事業者に対し、熱中症による重篤な健康障害を防止するための措置が義務化された。熱中症対策が義務化されるのは、WBG T28

本改正により、暑熱環境での労働において、WBG T値を把握し、一定基準を超える場合に具体的な予防措置を講じる必要があるとなった。WBG T値とは、気温・湿度・輻射熱（太陽光や地面などによって伝わる熱）・風速などを総合的に評価する暑さの指数である。

また、事業者は熱中症の恐れがある作業につい

不十分な熱中症対策 法令違反の可能性も

度以上または気温31度以上の環境下で、連続1時間以上または1日4時間を超えて実施する業務環境で、当然外で長時間従事する配達業務は対策の対象となる環境状況にある。

て、①報告体制の整備 ②緊急時の対応手順の作成 ③労働者への周知を行う事が義務化された。

日本郵便もプレスリリースで屋外作業中の熱中症対策について、①「特別警戒アラート」が発表された地域では、二輪車・三輪車・自転車・台車および徒歩による配達、取集および集荷業務を原則休止 ②「警戒アラート」発信日、気温40℃以上の酷暑日など郵便局長が危険と判断した場合、配達・取集および集荷業務を気温の高い時間帯を避けた対応を行う」と発表した。

業務を行うものにとつては自身の命に関わることであるから言われるまでもないことだ。

各々が自費で熱中症対策のグッズを購入し、自身の命を守る行動をしている。昨今の気候は「暑い夏」というだけでなく、安全管理の方法そのものを見直す必要があるレベルの暑熱環境へと変化している。熱中症に気を付ける努力をしても個人の努力だけでは熱中症を防ぐことができないものではないのだ。

なお、法令等に従って作業管理をした場合の手順は次の通りとなる。

呉局の対応は？

つまり猛暑下の中での配達業務については、国が定める法令ではWBG T値に定めた作業管理をすることが定められたことになる。

①熱中症警戒アラートの発令を確認 ②WBG T値を測定 ③危険があると郵便局長が判断した場合、業務量の調整・配達時間帯の変更の実施 ④配達作業中における緊急時の対応手順の周知

対して呉局においての熱中症への対策はどうか？①冷たいお茶・塩飴の準備 ②熱中症に気を付けるよう指示 ③配達中の自己判断での休憩・休息、その際の局への連絡 以上である。

毎朝ミーティングにおいて「熱中症に注意するように」の指示がされている。そんなことは配達

令等で定められている作業管理が呉局においては実施されていないようである。熱中症アラートは環境省と気象庁が、暑さ指数(WBG T)が33以上になると予測される場合に前日の午後5時頃(翌日の予測に基づく第1号)、当日の午前5時頃(最新予測に基づく第2

号、または当日初めて基準を満たした場合の第1号)発表する。郵便配達などの屋外作業では、熱中症警戒アラートは熱中症の危険性が極めて高いことを示す重要な情報だ。業務開始前には熱中症警戒アラートは発表されているが、当日の作業管理について局議等で検討されているとか、郵便局長が判断している等の声は聞いたことはない。

検討されていないばかりか、この猛暑下の「業務量にに応じた適正な要員配置」の名の下に水・木曜日の減配置及び「委託業者のコストカット」を目的とした荷物の巻き取りを断行している状態だ。また緊急時の連絡体制についても、連絡方法や対応手順を定めた文書は、揭示こそされているが、周知もないので知っている社員は殆どいない。

つまり、呉局においては熱中症警戒アラートが発令されている状態においても、「社員の安全」よりも「減配置による人件費削減」を優先していると思われるも仕方が無い。

コンプラ違反か？

熱中症警戒アラートが発令されているにもかかわらず、配達の作業量を

増やすことには、労働安全衛生上の重大な問題がある。主な問題点は次の通りである。

1、熱中症リスクを意図的に高めることになる

・熱中症警戒アラートは、環境省・気象庁が「熱中症による健康被害が生じる恐れが著しく高い」と判断した場合に発表される。

・このような日に配達量を増やせば、屋外での活動時間や身体への負担が増え、熱中症の発症リスクも高まることとなる。

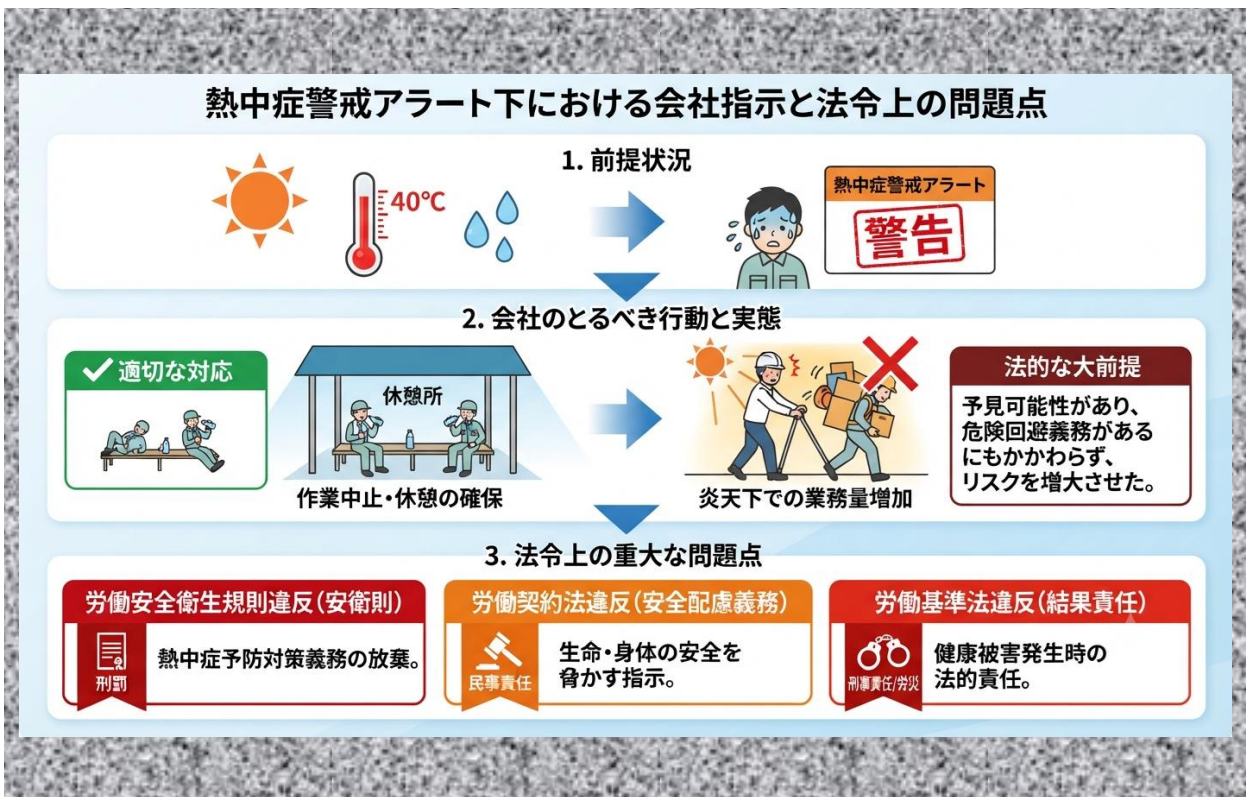
2、事業者の安全配慮義務との関係

・労働契約法第5条では、事業者には労働者の生命・身体の安全を確保するよう配慮する義務(安全配慮義務)がある。

・危険性が高い日に、十分な対策を講じず業務負担だけを増やすことは、この義務との関係で問題となる可能性がある。

3、労働安全衛生法・労働安全衛生規則の趣旨に反するおそれ

・2025年6月施行の改正労働安全衛生規則では、熱中症による重篤な健康障害を防止するため、事業者は報告体制や緊急時対応手順の整備などが義務付けられた。



・また、厚生労働省はW B G T (暑さ指数) に応じて作業時間の短縮や休憩の確保など、作業管理を行うよう求めている。

・このような状況で作業量だけを増やすことは、これらの趣旨と整合しない。

4、休憩や水分補給の時間が確保しにくくなる

早急な対応を

これらの問題点は、事業者(労働契約法第5条)に課される安全配慮義務(労働契約法第5条)に

・配達量が増えると、「時間内に終わらせなければならぬ」という心理から休憩・休息や水分補給を控えてしまい、熱中症の危険性がさらに高まる。

や、労働安全衛生法第3条(事業者は労働者の安全と健康を確保するよう努める責務)、さらに2025年6月施行の改正労働安全衛生規則の趣旨と合致しない。

熱中症警戒アラートが発令されているにもかかわらず、配達業務を増やしたり、人員を減らしたまま通常以上の業務を課したりすることは、熱中症リスクを高めるだけでなく、事業者の安全配慮義務や労働安全衛生法・労働安全衛生規則の趣旨に反する可能性がある。

郵便配達のような屋外作業では、気温だけでなくW B G T (暑さ指数) を基準に作業管理を行うことが推奨されており、物量のみで判断することなく、アラートの発令状況やW B G T 値を測定のうえ、通常通りの配達を続けるのではなく、業務量や配達時間、人員配置を見直すことが労働安全衛生上重要である。

「業務量に応じた適正な要員配置」を掲げながら、実際には減配置ありきで業務量そのものを直さないのであれば、適正な要員配置の趣旨と矛盾する。

要員配置は、業務量だけでなく、作業環境に

今後の予定

- 8月4日(火) 17:00～
第12回呉支部執行委員会
支部事務所
- 8月6日(木) 7:00～
8.6ヒロシマ平和の集い
ピースプロムナード

じて決めるべきものであり、猛暑や熱中症警戒アラート発表時にも通常通りの業務量を前提とするのは、安全確保の考え方と整合しない。

呉郵便局においては、本社支社からの数値目標や業務計画の達成が重視され、人員配置や業務量について、現場の実情が十分に反映されず社員の命を軽視していると言いか言いようがない。相変わらず上意下達の組織風土は改善される見込みはないようだ。

熱中症による死者、重篤者、後遺症が残る事案が発生する前に、熱中症警戒アラート発信時の減配置の中止及び委託業者からの荷物の巻き取りの中止を求めたい。